

北海道青少年健全育成条例改正経過(平成25年以降)

1 平成25年12月20日公布

青少年の健全な育成を図る環境が変化している現状に鑑み、携帯電話端末等に係るフィルタリングサービス利用促進のための措置、喫煙及び飲酒等の行為のおそれがある個室等への立入制限のための措置等を講ずるとともに、指定薬物の使用に関する場所の提供を禁止することとし、併せて規定の整備を行うため、条例の一部を改正した。

① 青少年の定義 (改正)

- ・ 条例で規制する対象に、これまで規制の対象外であった学齢の始期以前の乳幼児を加えることとし、青少年の定義を改正した。

② インターネットの利用に係る環境の整備 (改正)

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）において規定する用語に整理した。

③ 携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の確認、説明等 (新設)

- ・ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、契約に当たって携帯電話端末等の使用者が青少年であるかの確認をしなければならない規定を設けた。
- ・ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの内容等を説明するとともに、書面を交付しなければならない規定を設けた。
- ・ 保護者は、青少年が使用する携帯電話端末等にフィルタリングサービスを利用しない場合、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、書面を提出しなければならない規定を設けた。
- ・ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、フィルタリングサービスを利用しない場合における保護者からの申出書類等を保存しなければならない規定を設けた。
- ・ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が条例に違反したときは、勧告することができ、さらに、勧告に従わない場合は、勧告の内容を公表することができる規定を設けた。

④ 個室等への立入りの制限等 (新設)

- ・ カラオケボックス、インターネットカフェ等の営業者は、出入口に施錠の設備を設けている又は内部の見通しを妨げる設備を設けている個室又は区画席に、青少年を客として立ち入らせないよう努めることとする規定を設けた。
- ・ 事業者は、青少年を客として立ち入らせたときは、巡回に努めなければならないとする規定を設けた。

⑤ 場所の提供等の禁止 (改正)

- ・ 4号の「覚せい剤」を「覚醒剤」に改めた。
- ・ 規制対象行為として、「薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をみだりに使用する行為」を追加した。

2 平成26年10月14日公布

○ 場所の提供等の禁止 (改正)

改正薬事法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の施行（平成26年11月25日）に伴い、関係条文の文言を整理した。

3 平成27年7月21日公布

○ 場所の提供等の禁止 (改正)

危険ドラッグへの対策強化を目的とした北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）の制定に伴い、規制対象行為として、「北海道危険薬物の使用等の

規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第2条第1号に規定する危険薬物をみだりに使用する行為」を追加した。

4 平成30年3月30日公布

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に鑑み、携帯電話端末等に係るフィルタリングソフトウェアの利用促進のための措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、所要の改正を行った。

○ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明書面の交付義務等（改正）

- ・保護者は、青少年が使用する携帯電話端末等にフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨を申し出る場合は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、希望しない理由等を記載した書面を提出しなければならない規定を設けた。
- ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、フィルタリング有効化措置を希望しない場合における保護者からの申出書類等を保存しなければならない規定を設けた。
- ・知事が、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が条例に違反しているとき、必要な措置を講ずべきことを勧告できる事項に、フィルタリング有効化措置を希望しない場合における保護者からの申出書類等の保存義務違反を追加した。
- ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、青少年が使用する携帯電話端末等の役務提供契約時において必要事項の説明とともに交付する書面、保護者が提出する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨等を記載した書面及びフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨等を記載した書面については、電磁的記録も含むこととした。
- ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、携帯電話端末等の役務提供契約時において、当該携帯電話端末機等の使用者が青少年であるかどうかを確認する義務の規定については、改正法で規定されたため、条例から削除した。
- ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、使用者が青少年である場合における携帯電話端末機等の役務提供契約時において、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの内容を説明する義務の規定については、改正法で規定されたため、条例から削除した。
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正により、引用している条項にずれが生じたため、改正した。